

帰ってきた gomidas No.6

問い合わせ 環境整備課 ☎ 5101

何が変わるのでか

平成24年12月議会で、「大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正と、「大竹市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例」が制定されました。

これは、大竹市廃棄物減量等推進審議会における家庭ごみへのごみ処理手数料の導入に関する審議を経て平成24年6月に出された答申を受け、その実現に向けたごみ減量・リサイクルの施策をまとめた実施計画案をもとに、条例の改正等を行ったものです。

平成25年度からのごみ減量・リサイクルの施策案
ごみ処理手数料は、ごみ減量・リサイクルの推進に役立てるために、次のような施策に使うことを予定しています。

平成25年度からのごみ減量・リサイクルの施策案
ごみ処理手数料は、ごみ減量・リサイクルの推進に役立てるために、次のような施策を使うことを予定しています。

現在補助金を設けている生ごみ処理機は、微生物を使用し、電気を使わず、自然にやさしい処理をする方式です。

所がないことから、生ごみの減量が難しい状況でした。アパートなどでも利用しやすい電動生ごみ処理機は、これまで生ごみの減量が難しかった方が、新たに参加できます。1世帯1台まで、購入金額の1／2または2万円のいづれか低い方の金額を助成する予定です。（この制度を利用した場合、5年間は同じ補助金は利用できません）

回収システムの充実（廻点回収）

スーパーの入り口に、ペットボトルや白色トレー、アルミ缶などを回収するボックスが置いてあります。

剪定枝などの有効利用

30 センチメートル、太さ5センチメー
庭木などを剪定して出る枝は、長さ

リサイクルできる紙とできない紙

粗大ごみの戸別収集を依頼される場合は、電話で申し込む際に、収集する粗大ごみのサイズと数量により算出した料金を、環境整備課発行の納付書により市内金融機関（郵便局を除く）の窓口で事前に納付してもらいます。その場合の料金は、縦・横・高さの最大長さが1メートル未満は700円、1メートル以上2メートル未満は900円、2メートル以上は1、100円となります。

もやすごみ袋に処理手数料を導入

10月から、ごみ処理手数料が付加された新しいもやすごみ袋になり、これまでの袋は使えなくなります。

現在のもやすごみ袋は、9月末までに使い切れる分だけ購入してください。なります。

現在のもやすごみ袋が余つたら

既に買い溜めた袋がある場合、未開封の袋（10枚入）1袋につき、差額料金を納付して新しいもやすごみ袋と交換できるようになります。

この交換は9月から平成26年3月までの期間に、市役所本庁、各支所、ゆめエネルギーセンター（東栄）で行います。

また、現在のもやすごみ指定袋は、資源ごみ（もやさないごみ）の袋として平成26年3月末まで使用することができます。

新しいごみ袋は、9月から販売の予定です。

10月から、ごみ処理場にごみを持ち込む場合は、もやすごみも、それ以外のごみも全て、分別して指定のごみ袋に入れて持ち込んでください。ただし、新聞・雑誌・雑紙、ダンボール、牛乳パックについては、これまで通り種類毎にひもを十字にかけて持ち込むことができます（袋に入れる必要はありません）。資源ごみ（もやさないごみ）の袋は、10月から新しい袋を販売しますが、現在お持ちの袋も、そのまま使することができます。

(禁忌品) の分別については、12月号で紹介しましたが、今後、説明会や冊子で詳しくお知らせする予定です。



不法投棄パトロール

平成25年度も、専門の不法投棄監視パトロール員によるパトロールと、不法投棄防止看板と監視カメラの増設を行い、監視体制の強化を図る予定です。また、自治会と公衆衛生推進委員と協力した、住民による不法投棄監視パトロール事業への参加自治会を増やして、地域ぐるみでの不法投棄防止活動をすすめる予定です。

支援制度を設けます

10月からのごみ処理手数料の導入に際し、「ごみ減量が困難な事情のある世帯などを対象に、各種の支援制度を設けます。

常時おむつを使用している高齢者および障害者がいる世帯

常時おむつを使用している高齢者及び障害者の世帯を対象に、申請により、1年で最大10袋（100枚）のもやすみ指定袋（中・30リットル）を配布します。紙おむつは、必要に応じて交換が必要で、減量化が難しいもやすみであるためです。対象者の範囲や申請及び配布方法などの詳しい内容は、広報紙などでお知らせします。

乳幼児のいる世帯

乳幼児のいる世帯には、出生から2歳に達するまで、一年で最大10袋（100枚）のもやすみ指定袋（中・30リットル）を、配布します。乳幼児健診などを受診した際の配布



寝たきりの高齢単身世帯など、
ごみ出し困難世帯

寝たきりの高齢単身世帯や、世帯全員が要介護認定者でごみ出しが困難な世帯などを対象に、申請により審査し、週2回戸別収集を実施します。

対象者の範囲や申請方法などの詳しい内容は、広報紙などでお知らせします。



を検討しています。詳しい内容は、広報紙などでお知らせします。

9月までの粗大ごみ収集の 申し込み方法



「家庭ごみ」持ち込み事前申込制度開始

平成25年6月から

は、後日お知らせします。

電話で搬入希望日と時間、ごみの種類、量、持ち込む方の住所、氏名、電話番号をお尋ねし、運搬に使う車両の種類、ナンバーを確認して、受付番号を発行します。

なお、1日に搬入できるのは、自家用車で2回までです。

家庭ごみを持ち込む際に、2トン以上上のトラックや、会社名の入った車両は使用できませんので、入場をお断りします。

当日は、受付番号と車両のナンバー、本人を確認のうえ、搬入を許可します。申し込みした本人しか持ち込むことはできません。

現在袋に入れて持ち込むごみは、分別し、大竹市の指定ごみ袋か、中身の分かる透明な袋に入れて搬入できますが、他市町の指定ごみ袋を使用している場合は、全てのごみの持ち込みをお断りしています。

10月から袋に入れて持ち込むごみは、全て大竹市の新しい指定ごみ袋に入れ持ち込んでください。

袋に入らないものは、すべて粗大ごみとして料金を計算します。

事前申込制度とは

搬入時間を指定する事前申込制度を導入します。搬入を予定する1か月前から前日までに受付専用番号へ電話して申し込んで頂きます。受付専用番号

5月までは持ち込めます

事前申込制度は6月から開始します。

5月末までのごみ収集がある日は、粗大ごみも、分別して袋に入れたごみも、ごみ処理場に直接持ち込みができます。受付で免許証等で住所確認を受けて、搬入してください。

現在の受付時間は、午前8時30分から正午までと、午後1時から4時までです。なお、ごみ処理場で処理ができないものについては、搬入をお断りしています。

